

《2. 特定保健用食品の表示許可に係る調査審議》

【新規審議品目】

(1) 「特茶 TOKUCHA」 (サントリー食品インターナショナル株式会社)

○受田部会長 新規審議品目で、サントリー食品インターナショナル株式会社の「特茶 TOKUCHA」でございます。

まず、消費者庁から製品等の概要の説明をお願いいたします。

○消費者庁食品表示企画課 消費者庁です。

資料1-1を御覧ください。

今回の1つ目の審議品目は、商品名「特茶 TOKUCHA」でございます。食品形態は清涼飲料水、内容量は500mlです。

許可を受けようとする表示の内容は「本品は脂肪分解酵素を活性化させるケルセチン配糖体の働きにより、日常の身体活動による脂肪を代謝する力(脂肪の分解・消費)を高め、体脂肪を減らすのを助けるので、体脂肪が多めの方に適しています」となっております。

関与する成分としましては、成分名がケルセチン配糖体、関与成分量はイソクエルシトリンとして110mg、1日当たりの摂取目安量は500mlとなっております。

こちらにつきましては、参考となる既許可品が2つございまして、まず、平成29年に許可されました「特茶」というものがございます。今回の申請品目であります「特茶 TOKUCHA」は、この平成29年に許可されました「特茶」と中身は同一でございます。

また、平成25年に許可された「伊右衛門 特茶」というものがございます。こちらにつきましては、表の中段にございます原材料の配合割合のところを御覧ください。酵素処理イソクエルシトリン製剤のところの欄を御覧いただきたいのですが、それでも、「特茶 TOKUCHA」、そして「特茶」につきましては※1と書かれておりまして、「伊右衛門 特茶」につきましては※2と書かれております。こちらは関与成分自体はケルセチン配糖体で同じなのですが、使用する製剤が異なるということで、若干原材料の配合割合が異なっているものになります。この製剤以外の原材料については変更がないということになっております。

説明は以上です。よろしくをお願いいたします。

○受田部会長 ありがとうございます。

続いて、調査会での審議状況などの説明を事務局からお願いいたします。

○消費者委員会事務局 それでは、お手元の資料1-2を御覧ください。

この「特茶 TOKUCHA」は昨年の7月17日に諮問されまして、7月27日の第49回の調査会で御審議いただいております。その結果、7項目の指摘が出されまして、座長預かりとなりました。その後、この指摘に対しまして申請者から回答が提出され、座長のほうで御確認いただきまして、御了承を頂き、本日の部会で御審議いただくという流れになっております。

1枚めくって別紙というものを御覧いただけますでしょうか。ここにこの調査会で出されました7項目の指摘事項とそれに対する回答がございます。

簡単にポイントだけ説明させていただきます。先ほどの説明にもありましたけれども、今回の申請品目、既許可品の「特茶」という製品と内容物、その組成は全く同一のものでございます。相違点は許可表示の文言を変えるというところがございます。そういったものですので、今回新たに追加された「日常の身体活動による脂肪を代謝する力を高め」というところが、どんなデータに基づいて訴求しているのかということ。

既許可品と似たような製品で許可表示の内容のみが異なる製品が出てくるわけですので、これが併売されると消費者の混乱を招くのではなかろうかという御指摘。

従来、製品の表示にカテキンの量が表示されておったのですが、今回からはされないということで、これはなぜなのかということです。

それから、内用液については従来品と全く同じなのですが、栄養成分の量、カフェイン量、カテキン量、そういったものが今回の申請品で表示されている値と既許可品で表示されている値と若干相違があるということで、その理由は何なのか。そういったことが指摘の内容となっております。

調査会の審議の概要は以上でございます。

○受田部会長 ありがとうございました。

それでは、これらの内容について、まずは調査会の座長でもいらっしゃいます石見委員より、調査会の議論の状況などについてお話をいただければと思います。石見委員、よろしく願いいたします。

○石見委員 石見でございます。

それでは、補足いたします。

まず、指摘事項（1）ですけれども、今回の表示の「日常の身体活動」という身体活動に係る資料はどの資料でどこの図かという指摘事項を出したところ、資料の1－6の中の図1で、この身体活動量は51から89wattということでした。国立健康・栄養研究所の「メッツ（METs）表」を参考にすると、3.5から4.8METsということになり、屋外では歩行、室内では家事をするというレベルで、身体活動というのは「日常の身体活動」のレベルであるという回答を得て、了承をしております。

（2）につきましては、なぜ文言を変えるのかということでございますが、消費者がより理解しやすい表示にしたいということで、了承をしております。

（3）には、カテキンをなぜ表示しないかということですが、お客様からの問合せが少なくなっているということで、カテキンは表示しないことという申請者の回答でございまして、了承しております。

（4）につきましては、カテキン、カフェインの量が申請資料と既許可品で若干違っているということなのですが、その指摘につきましては、原材料の茶葉の違い等によるという回答でございます。茶葉が違うという回答ですが、茶葉は季節ですとか収穫時期によっ

てカフェインやカテキンの量が異なる可能性がありますので、誤差範囲ということで了承しております。

(5) は、1日摂取目安量当たりの栄養成分の差はないと言うが、実際には差があるという指摘に対し、細かく見ていくと差はあるのですが、茶葉の違いによるもの、あるいはロットの差、測定誤差ということを回答しております。申請品のケルセチン量と既許可品は大きく異なるものではなくて、ロットや測定の誤差の範囲内とすることは特に問題ないと考えまして、ばらつきの範囲内ということで了承しております。

(6) カフェインの量ですが、実際の分析値は100ml当たり75mgとしておりますが、表示値は90mgとしておりまして、これについても社内の中でプラスマイナス20%の誤差範囲は認めているということで回答がありました。輸入時は75mgよりももう少し多い量のデータも得られておりますので、プラスマイナス20%の範囲内で問題ないということで了承しております。

(7) については、申請当時の運動指針については2006年版、それから、国民健康・栄養調査も申請当時のもので申請書を出しておりますので、現在のものと大きな違いはないということでそのままにしたいという回答で、了承しております。

以上です。

○受田部会長 ありがとうございます。

前回にも引き続いてということになりますけれども、本日もテレビ会議ということでこの新開発食品調査部会を開催させていただいております。それに併せて、審議をより効率的に進めていく観点から、事前に各委員の皆様から申請者の回答に対するコメントを頂戴しているところでございます。お手元に資料1-3が配られているかと思います。議論については、まずこの資料1-3にございます各委員からのコメントに沿って進めてみてはどうかと思いますけれども、いかがでしょうか。特段、御異論はございませんか。

もし御異論がないようでしたら、まずはこのコメント、資料1-3を基に議論を進めてまいりたいと思います。もちろんこのコメントに御記入いただけなかった点等について、あるいは他の委員のコメントを参照しながら新たに御意見をこの場で頂戴しても結構でございますので、まずはこの資料1-3を基に議論を進めてまいりたいと思います。

それでは、事務局から委員コメントに関して概略をよろしく御説明をお願いいたします。

○消費者委員会事務局 資料1-3に委員から頂きましたコメントをまとめておりますので御紹介させていただきまして、事務局から少し補足をさせていただきたいと思います。

まず、今村委員からのコメントでございます。この許可表示の中に「日常の身体活動による」という言葉が入っておるのですが、この根拠となっております資料、お手元に申請書の概要版があるかと思いますが、その1-6というタグのついたところを御覧いただけますでしょうか。

下の真ん中にページが入っておりますけれども、これのまず191ページを御覧ください。ここに図1というものが載っております。横軸に運動負荷量、縦軸にエネルギー消費量や

脂質燃焼量といったものがプロットされております。これの（c）の脂質燃焼量のグラフを見ていただきたいのですが、この被験飲料を飲んだときの有意差が認められるのは、運動負荷量として大体70watt以上の辺りから有意差が認められている状況でございます。今村委員からのコメントですと、この70watt以上は6.8METs以上の運動量になるであろうと。そういたしますと、6.8METs以上の運動というのは、コメントにございますように、食料品を上る階に運ぶ運動あるいは時速7.2kmの極めて速い歩行、上り坂歩行等であると。これらを「日常の身体活動」と言うのはちょっとずれているのではなかろうか、こういった運動であれば「強めの運動をした場合に差が出る」という表現にしたほうがよろしいのではないかというコメントでございました。

これにつきまして、同じ資料の何枚か後、204ページを御覧いただけますでしょうか。カラーのページになりますけれども、いろいろな運動のMETsが載っております。真ん中辺りに一番左のコードで02017と書かれたところがございます。まずここを御覧ください。これはエルゴメータで51から89watt、楽からほどほどの労力と、こういった運動をしたときのMETsは4.8であるとなっております。ですから、申請書に添付されておる有意差の出る運動負荷量というのが70watt辺りからということですので、ここに該当するわけですが、今村委員のコメントは6.8METs以上とおっしゃっているのですが、このMETs表では4.8METsとなっております。

6.8METsはどこにあるかといいますと、これの4つ上、コード02012というところを御覧いただけますか。ここに6.8METsの場合の運動が載っておりますけれども、エルゴメータでいきますと90から100watt、ほどほどからきつい労力と記されております。ということで、今村委員からは70watt以上は6.8METs以上であろうというコメントを頂いておるのですが、このMETs表から見ますと、6.8ではなく4.8METsということになるのではなかろうかと。そうしますと、申請者が言っておりますような「日常の身体活動による」という表現で良いのではないかと思います。

今村委員のコメント、もう一点ございます。この表示にカテキンについての表示がないのですが、まず、栄養成分表示にも原材料にもどこにも表示がないということから、このカテキン含有量230mgですが、このカテキンは何に由来して出てくるのかという御質問でございます。もしくは入っていないのであれば、原材料表示も修正が必要なのではないかというコメントでございました。

まず、カテキンは何に由来するのかということですが、これはカテキンとして配合はしていませんが、緑茶を配合しております。この緑茶由来のカテキンが大体1本当たり230mgになってくるということでございます。この量につきましては、令和2年11月に北海道立消費生活センターで、各種のお茶のカテキン量について調べたレポートがございます。それを見ますと、表が100ml当たりで出ていますので、大体30から40mg、500mlに直しますと150から200mgのカテキンが含まれているということが報告されておりますので、今回の申請品目の230mgという量もそれほどかけ離れて多いカテキン量ではないと考

えます。

今村委員からのコメントは以上でございます。

続きまして、多賀委員からのコメントです。2点ございまして、1点目は、今回カテキンの含量が記載されていない理由は何でしょうかということでございます。同じようなコメントは他の委員からも頂いております。

これにつきましては、前回の調査会でも指摘事項として出しておりまして、指摘事項(3)になります。回答書の4ページになりますけれども、今まで書かれていたものを何で今回書かないのかという指摘に対しまして、申請者からは、カテキン含量に関して従来消費者の方からの問合せが多かったのですけれども、最近は問合せの件数が減っているということから、カテキンの表示はしないことにしましたという回答でございました。

多賀委員の2点目のコメントは、許可を受けようとする表示の内容について、作用機序を丁寧に説明することは必要かもしれませんが、文章が長く、理解するまで少し時間が掛かる感じがしますという御意見でございました。

松藤委員からのコメントでございます。松藤委員も今回カテキンの量を表示しないことについてということでコメントを頂いております。松藤委員からは、カテキンの量の表示は任意であり企業サイドが不必要と判断しているため異議を唱えるわけではありませんがということでコメントされておりますけれども、記載のスペースに余裕があるのであれば書いたほうが良いのではないかという趣旨のコメントでございます。

続きまして、前田委員からです。1点目は「日常の身体活動」という言葉についてなのですけれども、申請者では試験でエアロバイクによる試験をやっておるのですけれども、前田委員からのコメントは、年齢の高い方にとってこの運動が「日常の身体活動」とは言えないようにも思いますというコメントでございます。

ただ、エアロバイクでの結果というのは、あくまでこういう試験をやったということで試験の条件として行われているものでありまして、このことを製品に書いたりするというものではございませんので、その点、御検討いただければと思います。

2点目は、カテキンが表示していないということについて、健康増進への意識が高い消費者にとっては表示のニーズはあるのではないかと感じますということでございます。

吉池委員のコメント、これは前回の調査会の指摘事項(6)のカフェインの表示量についてでございます。申請者からは、実測値75mgに対してプラマイ20%の許容範囲というものを内規として設定しているということでした、表示量としては90ということ表示しておりますという回答があるのですけれども、実測値等を見るとそれほど大きくはぶれていないので、もうちょっと幅は狭くてもいいのではないかと、例えば500ml当たり80mgというような値でいいのではないかというコメントでございました。

以上でございます。

○受田部会長 ありがとうございます。

ただいま事務局から補足していただきましたけれども、各委員から事前に頂いておりま

したコメントについて一通り御紹介をし、また、そのコメントに関してこれまでの調査会で指摘をされた事項と関連する部分についてはその内容を引用し、その指摘事項の中にも含まれている旨、説明をしていただきました。

それから、今村委員のコメントあるいは前田委員からのコメントも関連いたしますけれども、具体的に有意差が認められる身体活動のMETs表の捉え方に関しても、今村委員からの御指摘に関しては、先ほどの204ページの部分を参考にいたしますと、その指摘は当たらないのではないかとという解説までしていただいたところでございます。

それでは、ここから議論に入ってまいりたいと思うのですが、一つ一つ見ていくと同時に、関連しているところに関しては一緒に解決をしていきたいと思います。

また、資料においてコメントを事前に頂いていない委員の方もいらっしゃいますけれども、ここで例えば特段のコメントなしと書いてありますが、委員の皆様から追加で御指摘する事項があれば御意見を頂きたいと思います。あるいは、同様に他の委員から頂いている指摘、コメント内容に関して、更に補足をしていただくような御意見を頂いても良いかと思います。まず、全体の意見をここで大方出し尽くした上で、それに対する対応を議論してまいりたいと思いますが、そういう形で進めていくということによろしいでしょうか。

もし御異論がないようでしたら、補足あるいは追加の御指摘をまず頂きたいと思いますが、いかがでしょうか。特に特段のコメントを頂いていない委員の皆様が中心かと思いますが、もしありましたらチャットに御記入をお願いいたします。

また、会議室で御出席いただいている委員の皆様、石見委員、北嶋委員、木戸委員が御出席と伺っておりますけれども、もし何か追加がありましたらお願いいたします。

木村委員が御記入ということで、他にも御記入の方がいらっしゃいますけれども、木村委員、コメントはありますでしょうか。

○木村部会長代理 木村です。

御説明ありがとうございます。事前にコメントを送らなかったのですが、私もこのカテキンについては、なぜ省かなければいけないのかがよく分からなかったところがあります。問合せがないとおっしゃるのですが、逆に問い合わせないと分からないというのは不親切ではないかと思っております。

以上です。

○受田部会長 ありがとうございます。

他にございませんか。

大道委員が入力中という様子ですが、大道委員、お願いいたします。

○大道委員 途中になっていきますけれども、緑茶が入っている飲料は、カフェインとカテキンの情報はみんながとても必要としている情報なので、この2つは表示してほしいというのが私の意見です。皆さん、同じような意見がたくさんありますので、それだけ希望されている内容ではないかと思えます。

以上です。

○受田部会長 ありがとうございます。

大道委員の御発言、聞き取りにくいところがあったのですが、緑茶飲料なのでカフェインとカテキンについては関心が高い成分である、他の委員からも御指摘があるところ、これらについての成分の表示をすることが望ましいのではないかという御意見を頂いたという理解でよろしいでしょうか。

○大道委員 はい。

○受田部会長 ありがとうございます。

他にございますか。今のところ入力はございませんでしょうか。

今、追加で御発言いただきましたけれども、ここまでで委員の皆様からは一通り御意見を出していただいたということでよろしいでしょうか。

そうしましたら、順番にこのコメントの対応を考えていきたいと思いますが、まず、先ほどの今村委員からのコメントに関しては、有意差がついたところについて、4.8METsという解釈であるところを今村委員は6.8METs以上の運動と御理解をされたということで、そういう形になれば強めの運動をした場合に差が出るというヘルスクレームになるのではないかと御指摘でした。

また、前田委員からも、数字ではございませんけれども、エアロバイクによる試験の結果に関して、この「日常の身体活動」ということが適切な表現かどうかという御指摘だったかと思います。

今日、今村委員は御欠席ではあるのですが、事務局、この解釈に関して事前に今村委員には御確認をいただいたのでしょうか。

○消費者委員会事務局 特に確認はしておりません。

○受田部会長 分かりました。

それでは、この指摘自体は先ほどの6.8METsという解釈ではなく、METs表で見ると4.8METsになるので、204ページの解釈から行けばこれで適切ではないかという事務局の説明でございました。特に前田委員からも同様の御指摘を頂いておりますけれども、そのような解釈ということで御納得をいただけますでしょうか。更に御意見がありましたらお願いいたします。

前田委員、特にこのコメントに対する解釈という部分については、そのような理解でよろしいでしょうか。今、御入力いただいているようです。

ありがとうございます。承知いたしましたということで確認をいたしました。

そうしましたら、他の委員の皆様にも改めてここのMETs表との表現のそごがないかどうかに関しては先ほどの事務局の解釈、ヘルスクレームとして事務局から御説明をいただいたように「日常の身体活動による脂肪を代謝する力」、こういう表現で御了解いただいたということでよろしいでしょうか。特に御異論はございませんか。

それでは、今のところ、特に御意見がある旨の御発言がないようですので、ここについ

ては解決をしたと取り扱わせていただきます。

その次なのですけれども、今村委員の2つ目からカテキンが入ってまいります。カテキンがどこから来るかというところに関しては、原材料の茶葉からということでございました。ここの230mgがどこからかという点については、緑茶成分由来ということで御納得いただけるのではないかとと思うのですけれども、この点、他の委員の方から何か御異論があれば伺いたいと思います。

もしないようでしたら、先に進ませていただいてよろしいでしょうか。カテキン関連でございます。

ここから多賀委員、松藤委員の順番でコメントを頂いており、前田委員の1つ目を先ほど議論いたしましたので、2つ目、ここまででカテキンの表示がなされていないことがコメントとして出ているところでございます。さらに、先ほど追加でお伺いしましたように、大道委員からカテキン、そしてカフェインもということでございましたけれども、更に木村委員からもカテキンが表示されていないことについては理由に関してコメントしてほしいということだったかと思います。

これに関しては、繰り返しになりますけれども、先ほど調査会の指摘事項（3）ということで、この内容について石見座長からも御紹介、御説明をいただいたところでございますが、石見委員に再度伺いたいと思うのですけれども、このカテキンが申請品で表示されていない理由を指摘事項（3）として申請者に確認をし、結果的にはカテキンに関するお客様からの問合せ件数が減っているということで座長承認をされたと理解をしております。特にこの表示自体、松藤委員のコメントにもありますように任意表示であるということがあるので、指摘をしたにしても、表示させることが制度上は強制力を持って指摘することはできない、この点も指摘事項に対する先方のお答えに対する調査会の考え方と言いますか、納得をされた背景にあるのではないかと思います、その点も加味されているということでよろしいでしょうか。

○石見委員 カテキンにつきましては、関与成分ではないこと、栄養成分でもないことから、特に表示をしてくださいというようなこちらからの依頼はできないだろうという判断がございました。

○受田部会長 ありがとうございます。

こういう理由でというところで、この部会においてこれをどう取り扱うかということになるのですけれども、いかがでしょうか。御意見を出されている委員の皆様が複数いらっしゃいますが、今、石見委員からも補足をしていただき、また、私も少し補足をさせていただきましたけれども、このような背景で、御意見はごもつともかと思うのですが、なかなかこれを指摘し表示を強制的に求めることはできない状況であること、これで納得をしていただけるかどうかなののですが、いかがでしょうか。恐らく完全に納得ということではないのかもしれませんが。

木戸委員、お願いいたします。

○木戸委員 私もコメントを出していませんでしたが、指摘事項に対するカテキン表示の回答の理由なのですが、この理由では普通は納得をすることが難しいのではないかと思います。制度的に表示に義務がないことは了解しているところですが、既に表示していたものを削除する理由として、消費者からの問合せが減少傾向にあるので削除するというこの理由は、その削除の理由にはならないと私は考えています。

○受田部会長 ありがとうございます。

今の木戸委員からの御指摘については、調査会でのこれに対する対応という部分があったかと思うのですが、どのように考えていかれたかという部分、改めて石見委員、コメントを頂いてよろしいでしょうか。

○石見委員 回答に関しましては、座長預かりだったのですが、消費者の希望が減ってきているというところは、この数値を見ますと2015年が68件で2020年は17件ということでかなり減ってきているので、減っているというところは事実ですし、それに伴って申請者が表示をしないという判断をされたということです、それについては特に調査会としては了承すると同時に、先ほどの制度上なかなか難しいのではないかと判断でございます。

○受田部会長 更にコメントを頂きまして、ありがとうございました。

今、木戸委員から御発言いただいたように、多くの委員の皆様がここを指摘された背景には、問合せは確かに減っておりますけれども、消費者側から見ると依然問合せがあるということは、消費者の自主的かつ合理的な選択の機会という部分でカテキン含量に関する情報を求めている声があると捉えるべきだと、そのようにお感じになっているのではないかと私自身は拝察をしております。

一方で、その表示に関する強制力がないこともあり、企業側がそのように表示をしないということになったとすると、この点に関してはそれ以上の強制力を持たせることはできないということになろうかと思います。

これはいろいろな意見があることは十分理解をいたしますが、この後、またカフェインの含量に関するコメントも併せて、例えば部会としてそういう意見が更に出てきたということ申請者側にお伝えすることはできると思うのです。もちろん強制力はないのは言うまでもありませんけれども、その点を添えて、この後この申請案件に関して最終的な結論を導き出そうとは思いますが、その点に関して、この部会、特に新開発食品調査部会として消費者にできるだけ情報を提供するという観点から、あるいはヘルスクレーム、表示を含めた分かりやすい表現等を効果として判断していくという立場からコメントすることはできると思うのですが、そういう考え方でいかがでしょうか。

今、松永委員から入力していただいているということで、松永委員、御意見はありますか。

○松永委員 松永です。

非常に難しい話なのですが、カテキン量を表示するようにという要望があるという企業

への提示の仕方もあるのですが、私は任意表示で強制力はないということで、その先は企業の判断だろうと思っています。

企業側からすると、表示量が多いとどうしても最も伝えたいことがどんどん伝えにくくなってしまうということがありますので、できればいろいろな表示を外していきたいという要求はかなり強いのだと思うのです。そのような企業のいろいろなお考えがあつて、その上で、今回カテキンは外すようにしようという判断が企業判断としてはあつた。その結果、何か問題が起きるかという、別に安全性についてここで誤解をして何かどうこう、ゼロだからとか、230だからというところで安全性に大きな問題は起きないということは、これまでのいろいろなカテキン飲料の安全性試験などから明らかになっているわけです。書かないことで今までよりも非常に多く摂取するとか、非常に少なくなるというような変化がないわけです。しかも、併売をしないと企業がはっきりしていますので、こっちはゼロなのではないのということを、比較の上でそういう判断をするようなことは出てこないだろうということです。

そうすると、カテキンについて関心がある方は、これはどうなのだろうということで問合せという形で聞いて積極的に情報を入手することもできるわけです。これまでの問合せ件数がずっと減っていった。これは既許可品では表示されていて、問合せ件数が減ってきている。今度表示されなくなったときに、またどれぐらい入っているのですかという問合せが増えれば、その次はやっぱり表示しましょうとか、いやいやという企業判断がその次に出てくるわけです。そこら辺は任意表示で、別に栄養成分として表示しなくてはいけないということが決められているわけではないので、これはこの調査会として要請できる範囲を超えていると私は判断しています。

ですから、もしそのように要請の声がありましたという形で向こうに要望するようなことがありましたら、一方で、それは要請しなくてよいという声もあつたと、私自身はそういうことですので、その両方を併記の上で出していただければと思います。

以上です。

○受田部会長 ありがとうございます。

松藤委員が退席されるのではないかと思いますのですけれども、松藤委員も恐らくネガティブコントロールやポジコンなどというのは、今の松永委員の意見の中にも同様の表現があったように思うのですけれども、コメントを頂けますか。

○松藤委員 もう退座させていただきますけれども、添加物等々もポジティブリスト化されて、いろいろ表示をしておくことがサービスの一環になっているような気がします。ただ、先生も苦慮された発言、よく理解いたしますけれども、この調査部会では記載いただきたいという意見が多かったというところで、その一言だけでも言っておいていただけると有り難いかと思います。

では、また1時間半ほどですので、一応戻ってくるつもりでいますので、失礼いたします。

○受田部会長 ありがとうございました。

今、松藤委員からは表示を望む側の発言でした。いかがでしょうか。このカテキンについては表示の制度の仕組みからいって強制力を持たせることはできない、これは委員の皆様には是非共有をしておいていただき、その上で、このカテキンの表示があるなしによって申請品目の許可をするかしないか、ここまでは関わらないという理解でよろしいでしょうか。そこまでこの問題が波及するかどうか、ここを伺っておきたいと思います。その点はよろしいでしょうか。

北嶋委員、お願いいたします。

○北嶋委員 北嶋でございます。

別の視座からの発言になってしまうのですが、この特保の特保たる関与成分がイソクエルシトリンというケルセチン配糖体なのですけれども、そのことを、より明確化したいという意図が働いているのではないのでしょうか。この結果、俗説ともいえる、カテキンの方がこうした効果を持っているという消費者の誤解を招きたくないで、そのようにしたという見方もできると考えます。なるべく透明性を確保するという先生方の御意見も分かるのですけれども、一方で、誤解をなるべく避けて、特保の特保たる所以をもう少し前面に出したいということで、カテキンとイソクエルシトリンとの差別化といえると思いますが、そこを強調したいということではないかと、私はそのように受け取りました。表示はこちらの部会で検討いただくので、調査会では部会に託す形にはなっているのですけれども、私としては調査会の中では、そういう理解でおりました。

○受田部会長 分かりました。ありがとうございます。

吉田委員からもメッセージを入力していただいているということで、吉田委員、よろしくをお願いします。

○吉田委員 吉田です。

北嶋委員もおっしゃっていましたが、私も似たような感触を持っていて、基本的には今回の関与主成分のことを明確に示したいということだと思っているのです。ただ、実質的な生化・生理学上の相乗効果があるかどうかは不明なのですが、今回の中心的な関与成分とカテキンとの相乗効果があった場合にはそのまま表示を残しておいたほうが良いかとは思っています。一方でそうではなくて、関与成分そのものが中心的な役割を果たしてカテキンの相乗効果ではないとするのであれば、任意表示ですから、表示しないほうがかえって誤解を招かないのかなという印象を持ちます。

以上でございます。

○受田部会長 ありがとうございました。

双方の御意見、ごもっともだと改めて伺いました。北嶋委員、吉田委員からも改めて御発言をいただきましたけれども、そういう考え方もあり得るということを考えていきますと、まず任意表示であるカテキンを、強制的に表示をこちらから指摘あるいは強制力を持ってということとはできないということになりますので、その点を尊重していき、また、調

査会での結論をこの部会でも尊重していくということでしょうか。

そして、この審査の結論には、ここのカテキンの含量表示については直接関わらないという御理解をいただいたと思いますので、この部会での議論は一定時間たちますと特段の企業の守秘義務に関わるようなところ以外は公開されてまいります。ですから、ここでもいろいろな御意見を頂き、消費者側から見てカテキンの含量の表示を求める声もあったことは御理解をいただけたと思いますので、この議論の部会の議事録を残すということで、カテキンの表示に関しての議論はここまでにさせていただき、調査会の結論をそのまま尊重させていただく、そういう判断でいかがでしょうか。特によろしいでしょうか。

それでは、今のところは特に御異論、意思表示はないようでございます。

ありがとうございます。田中委員から御了解ということでございました。

前田委員からも賛成ということです。

そうしましたら、ここの部分についてはここまでにさせていただいて、最後、カフェインのお話がございます。カフェインに関しては、吉池委員から含量に関して過少表示とならないようにということで、80mg/500mlという具体的な表示をここにコメント頂いております。また、調査会における指摘事項（6）の中にも入ってございましたが、いかがでしょうか。先ほど、大道委員からもここについてカフェインとカテキンということで、この表示に関する御意見を頂きました。

調査会においてはプラマイ20%というこの範囲に入っていることで納得したというか、了解をしたということかと思いますが、吉池委員からは直接ここにコメントを頂いていたのですけれども、いかがでしょうか。

○吉池委員 吉池です。

調査会からの指摘事項への回答の特に最後のページを読んでいて十分理解できなかったもので、コメントを出しました。プラマイ20%というマージンは、ロット間のばらつきあるいは測定上のばらつきでこれだけのマージンが必要だというのが第一義的にあると思うのですが、実際のデータを見てみるとそんなばらつきはないのです。

もう一つは、カフェインという性質上、過剰摂取にならないように何らかの情報を示すのか、あるいは代謝への影響という意味で、今回は脂質等の代謝の話なので、ある意味両面あると思うのです。そういう意味では、できるだけ真実に近い情報を伝えたほうが良いのではないかと。企業側も80mgに変更することも検討したいと思っているということなので、このデータから見ると「80」にしたほうがすっきりするのではないかと思います、コメントしました。

以上です。

○受田部会長 ありがとうございます。

最後のところは、指摘事項に対する申請者側の答えのところで「カフェイン量の製品表示値を80mg/500mlにすることも検討したいと考えております」と自らそのように記述をしておられるので、その点、再度ここの部会で意見が出たということについてはお伝えをす

るところかとは思いますが、いかがでしょうか。

事務局的に言うと、強制力の問題はもちろんありますけれども、部会において再度そういう意見が出たということはお伝えいただけますね。

○消費者委員会事務局 伝えることはできます。

○受田部会長 そして、今の段階でこれがすぐ変わるかどうかという点については、申請者側がどう受け止め、最後の一文に「80mg/500mlに変更することも検討したい」と書いてありますので、そこの部分の真意というか、いつという部分で御判断をいただくということかと思えます。そのような指摘と言いますか、部会での意見が出たということで、このカフェインに関しては取り扱わせていただくということでしょうか。

今、吉池委員が入力ということで、ありがとうございます。吉池委員から結構ですという御意見を頂きました。

そうしましたら、今のような形で、これは許可をするかどうかには直接は関わりませんが、部会での意見ということでお伝えをするというように考えていきたいと思えます。

ここまででこの案件に関しては全てコメントに関しては出し尽くしていただいたことを前提に、それぞれに対する対応に関して議論してまいりましたけれども、いかがでしょう。結論に持っていきたいと思えますが、まずは入力中の委員の皆様はいらっしゃいますか。

事務局から発言をお願いいたします。

○消費者委員会事務局 事務局ですけれども、先ほどのカテキンのほうは、委員の方からいろいろな御意見も出たということもあるのでしょうけれども、議事録を申請者に見てもらおうという結論になったかと思えます。御議論いただいているカフェインのほうにつきましても、これも任意表示であり、書けというところは強制できない成分である、カテキンと同じような位置付けにある成分なのかと思うのですけれども、このカフェインは、形式はさておき、議事録を見てくれというだけではなしに部会でこんな意見があったということをもう少し強く申請者に伝えたほうが良いということでしょうか。

○受田部会長 そういう意味です。カテキンに関しては記述しないということでしたので、しないものをするようにという強制的な指導はできないということに基づいて、先ほどの部会議事録を御参照いただく判断です。

一方で、カフェインは数字が出ておりますので、その数字の変更に関して御検討いただけるかどうか。これも強制力はないという今のコメントのとおりですけれども、より一層調査会でも出た意見であり、更には部会でも出た意見ということで直接お伝えをし、最後の判断は先ほどの記述に委ねるということでしょうか。よろしいですか。

審議結果にそろそろ近づけていきたいと思うのですけれども、まず、委員の皆様からのコメントも含めて「特茶 TOKUCHA」申請品そのものに対して否定的な意見はなかったと私自身は理解をしております。そういう意味では、この申請案件についてはお認めをする方向で提案をさせていただきたいと思えますが、いかがでしょうか。特に御異論はございませんか。

入力していただいている委員の方が複数いらっしゃるようですけれども、大道委員、了解です、前田委員も賛成ですとメッセージを頂きました。

他の委員の皆さんもよろしいでしょうか。

田中委員、ありがとうございます。

吉池委員、ありがとうございます。

多賀委員、何かコメントはございますか。

○多賀委員 まだこの議論は続くのかもしれないのですけれども、私がコメントした表示内容が長いという件についてはいかがでしょう。

○受田部会長 申し訳ありません。そこを抜かっておりました。結論を急ぎ過ぎておって漏れがあったということで、多賀委員、失礼しました。

他の委員からは賛成の意見を頂いております。

大変申し訳ございません。多賀委員から許可を受けようとする表示の内容が、要は、非常に丁寧に書いてあり結果的に長過ぎるのではないかと、少し理解するまでに時間が掛かる、この点に関して皆様の意見を伺っておりませんでした。

多賀委員、これは長過ぎると。要は、既許可品に対して追加があるので長くなっているということになりますけれども、例えばどうでしょう。事務局に伺いたいのは、このように長くなった許可文言について、前例に従うのがベストではないことは重々承知しておりますけれども、特段長いということになりますでしょうか。

○消費者委員会事務局 少々お待ちください。

○受田部会長 この許可を受けようとする表示の内容の文字数はあまり気にしたことはありませんでしたけれども、お手元に既許可品の一覧表というものが参考であると思います。この中で例えば105番、32ページ、それから154番、36ページ、あるいは37ページの一番下に「サラシア」がありますけれども、「サラシア」の表現も結構長いですね。

このように、若干長く許可表示が他のものよりも見えるものはあるようです。字数を数えてみないとどちらが多いのか分かりませんが、多賀委員、いかがでしょうか。こんな長いものもあるようです。

○多賀委員 それも承知していたのですけれども、脂肪に対して「代謝する力」というのは確かに他の許可品もあったりするのですが、その後の括弧付けがないところはかなり多くて、あえてそこに「(脂肪の分解・消費)を」という括弧付けを入れていくのが、これが許可されると他も今後そのようになってくるのかと思ったので、そういう意味で長めになっていて、今後許可していく上で結構このようにケルセチンがどこどこに働くというのがどんどん出てくるのかなどとは感じたものですから、今後の問題提起かとは感じました。

○受田部会長 問題提起をしていただきました。ありがとうございます。

○多賀委員 皆さんがオーケーであればこのままでも良いのですけれども、よろしくお願いします。

○受田部会長 承知しました。ありがとうございます。

皆様あるいは事務局、今の多賀委員からコメントを頂いた点について、いかがでしょうか。

ここはあえて補足をしているということは、学術的なエビデンスに基づいてより消費者に理解を、具体的に説明をしたいという思いかと思うのですが、この点、どのように考えたらよろしいでしょうか。学術的な面から事務局のコメントも頂きたいところではありますし、また、消費者庁側からどのようにお感じになるかも伺ってみたいようにも思いますが、いかがでしょうか。

事務局、よろしくお願いします。

○消費者委員会事務局 表示の内容に関して、科学的な根拠に基づいたことを消費者にしっかり伝えるために各申請者、企業の方は工夫されており、そのために表示が長いものも存在していると理解しています。表示に科学的根拠に基づいていることが記載されている、表示されているのは、良いのではないかと考えます。

以上でございます。

○受田部会長 ありがとうございます。

特に消費者庁側から今の点について御発言はございますか。

○消費者庁食品表示企画課 消費者庁です。

表現の仕方としてはいろいろあるのだと思いますけれども、例えば許可をしている「ヴァームスマートフィットウォーター」の場合ですが、これは「脂肪の分解と消費する力をより高める働きがある」という表現の仕方をしております。今回のものは「代謝する力」という形になっておりますので、「代謝する力」が何なのかを説明する上で括弧書きをしていると理解をしていますので、これはこういう書き方なのかとは思っております。

○受田部会長 ありがとうございます。

他の委員の皆様、御意見はございませんでしょうか。

多賀委員、今、少し学術的な面あるいは表示そのものに関して消費者庁サイドからの御意見も伺いました。今後に関しては科学的なメカニズム等に基づいて許可文言を精査していくことになると思いますけれども、今回に関しては今のところこの記述をお認めする方向の意見かとは思います。そういう形で取り扱わせていただけてよろしいでしょうか。

○多賀委員 多賀でございます。

皆さんがそれでよろしければ、私は特に気になっただけですので、大丈夫です。

○受田部会長 ありがとうございます。

他に漏れているコメントに対する対応、よろしいでしょうか。事務局、私の進め方で特に抜かりなかったですか。他はいいでしょうか。

○消費者委員会事務局 以上で頂いたコメントについては全て御議論いただいていると思います。

○受田部会長 分かりました。

それでは、再度お伺いをしたいと思います。本申請品に関しては、先ほどの許可を受けようとする表示の内容、そこまで御議論いただきましたけれども、これで審議結果としては許可する方向でよろしいでしょうか。先ほど事前に伺っておりまして、賛成であるということがメインであったかと思います。特によろしいでしょうか。

ありがとうございます。松永委員からも異議なしということでチャットに御記入いただきました。

それでは、この審議結果を整理し、処理方法についていま一度確認をしたいと思います。

事務局、お願いいたします。

○消費者委員会事務局 この「特茶 TOKUCHA」につきましては、当部会としては了承することといたします。

まず、結論はそれでよろしいでしょうか。

○受田部会長 はい。

○消費者委員会事務局 了承することとはいたしますが、申請者へ伝える事項として、文面につきましては、また事務局で案をつくりまして部会長に御相談させていただきますが、吉池委員からのコメントにありましたように、このカフェインの表示量について、実測値に近いプラスマイナス20%という許容幅をもう少し狭めたような数字で表示すべきではないか、そういう意見があったということは申請者に伝えさせていただきます。

それから、今日の御議論の中でありましたカテキン量の表示がなくなること、この件につきましては、特に申請者に伝える形ではなしに、いろいろ議論があったので議事録を見てくださいということを申請者に伝えるという形で対応させていただきたいと思います。

以上でよろしいでしょうか。

○受田部会長 ありがとうございました。

委員の皆様、今の事務局の取りまとめについて御異議はございませんでしょうか。特にないですか。

それでは、1件目の申請案件に関しては以上で結論ということにさせていただきたいと思います。ありがとうございました。